

平成 29 年度 第 5 回みんなで支える森林づくり県民会議

日 時：平成 29 年 9 月 1 日（金）13：30～16：30

開催場所：長野県庁議会増築棟第二特別会議室

出席者：【委員】※五十音順、敬称略

麻生知子委員、岩崎恵子委員、植木達人委員、貴舟豊委員、桑井裕至委員、
竹内久幸委員、堀越倫世委員、安原輝明委員、柳平千代一委員

以上 9 名出席

【事務局】

山崎明 林務部長、福田雄一 森林政策課長、河合広 信州の木活用課長、
丸山勝規 県産材利用推進室長、長谷川健一 森林づくり推進課長、
佐藤繁 鳥獣対策・ジビエ振興室長

ほか林務部職員

<植木 達人 座長>

いよいよ、提言書をまとめる段になってきました。この会議の役割の一つとして第 2 項において、その期間が切れる際には次期の継続か否かについて決定し、その方向性を定めるというようなことが書いてあります。それに沿って今日は重要な会議と思っております。この間、立て続けにこの県民会議がありまして、皆様には大変お忙しいところまた多くの委員さんに参加して頂いたことを大変嬉しく思っています。また同時に、数回にわたって色々な意見を頂いています。大変嬉しくまたありがたく思っております。出来るだけそれを反映しながらと思っております。

この委員会は、委員の意見を大事にし、また地域会議の意見を吸い上げつつ、みんなで作る県民会議ということで謳っておりますので、是非本日も忌憚りの無い意見を出していただき、より良い結論を導いていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは早速ですけども、議題に入らせていただきます。まず一つ目の議題でございますが、長野県森林づくり県民税に対する提言（案）についてでございます。これにつきまして、この皆様にお配りした資料 1 ですが、これはこれまでの議論を踏まえ、そして色々と事務局からのデータもいただきながら、議論をしてとりまとめたものでございます。

従いまして、今日は私の方で全て説明させていただくと、一応委員会としてこの場として我々が提言するんだという意志でございます。そういう意味で、質問なり何なりとまだ私自身もこれをまとめて時間が浅くて十分に整理は出来ておりませんが、まだ完成に向けてより良いものに作るためには、今日も意見をいただいて更に直そうというつもりで

おりますのでよろしくお願ひいたします。それでは事務局から資料2についての説明をいただきたいと思ひます。まず、地域会議の話についてご説明いただきたいと思ひます。事務局お願ひいたします。

会議事項

(1) 長野県森林づくり県民税に対する提言(案)について

説明者：橋渡博之 森林政策課 企画係担当係長… 資料2

<植木 座長>

地域会議の開催状況とその議論の内容について、ただ今ご報告いただきました。県民会議ではこういった地域会議の意見を吸い上げながら、更に議論を加えてとなっております。特に、もしこの地域会議の内容についてどうしてもお聞きしたいということがあれば、お伺ひいたしますが、いかがですか。よろしいですか。我々としてはこういった意見をよくよく考えて発言していくということになろうかと思っております。

それでは、資料の1 長野県森林づくり県民税に関する提言ということで、こちらの内容について議論したいと思います。昨夜深夜にですねこれはやっと出来上がりまして、皆様のお手元にいつて今日初めてという方も、今見る方もいらっしゃるかと思ひます。ただその前に皆様から色々な意見を頂戴いたしました。この意見が十分に反映されたかということとはまたあるんですけども、お手元にあるこの皆様のご意見をまたもう一度見直しながら今日の提言の内容についてご意見いただければと思っております。

それでは1 ページ目をおめぐりください。1 ページ目裏表紙になりますが目次が記載されております。ここには大きくこの提言は3つに分かれております。1つ目が森林税導入の背景と仕組みということ、二つ目が森林税活用事業の検証、森林税10年の総括というところまで、そこで出てきた色々な課題も整理しております。それから3つ目、今後の森林税に向けた提言ということで、使途に関する提言、それから事業の仕組みに関する提言と整理させていただきました。内容につきましては、とりあえず現段階での考え方をここに述べたところがございますので、また内容を見てもらうということになる訳ですが、とりあえず皆様にはこれまで何度か同じような内容について触れた部分がございますので、特に一番目の森林税の背景と仕組み、それから二番目森林税活用事業の検証というところは、前回もこれは議論したところがございますが、簡単に触れさせていただきたいと思ひます。

1 ページ目ですね、森林税導入の背景と仕組みということで、森林税導入の背景は第1期平成20年から24年に実施されたということになります。これにつきましては、平成20年度に長野県森林づくり県民税が導入され、そして里山の間伐を中心とした施策を行ってきたということがございます。続きまして、第2期平成25年から29年でございます。ここでは里山の荒廃に歯止めがかかりつつあり、ようやく里山の整備が緒についたばかりと、そういった判断で更に継続が必要であろうと、短期的な税の導入だけではまだまだ課題が

多く残っているということで、第2期目このような形で進めてきているところでございます。その中で第2期に継続するに当たっては、一応4項目を整理しまして、重点項目に挙げて取り組んでいくということで、5年間延長されて現在に至っているという状況でございます。森林税の仕組み、これについてはもう既に皆様ご存知だと思いますので、とぼします。

2ページ目ご覧ください。県民会議、地域会議の位置付けでございます。これも何度も説明していると思いますが、我々は県民から徴収した税を公平公正に実施されているかどうかをチェックし、更により良い税の活用の在り方を考えていくということが、この県民会議、地域会議の位置付けでございます。地域会議も10地域にわたって議論されております。これは森林というものは性格を考えればそれぞれの地域毎のやはり課題というものがあるということでございます。従いまして、それぞれの地域の課題を地域会議において十分に練っていただきたい。それを出来るだけ税活用に反映させたいという意図でございます。我々この県民会議では、10地域の意見を吸収しつつも我々の独自の意見を展開するというような2段階できたところでございます。それから二番目、森林税活用事業の検証でございます。こここのところも第2期の施策体系、みんなで支える森林づくりというのが森林指針3つあるんですが、その内大きな一つの枠の中で森林税活用事業の検証を進めて活用事業を展開したところでございます。3ページ目ご覧ください。3ページ目には、この執行状況を整理しました。平成25年から28年、基本的には今年度29年もあるんですが、現在まだ進行中ということでここには記載しておりませんが一応4年分ということでここに載せたところでございます。また、(3)森林税導入の成果と課題というところでございます。森林税10年1期2期にわたる10年間の総括を整理したならば、どのようになるだろうかというところでまとめたところでございます。一つ目、森林税導入の成果ということで、里山の整備、これは一定程度進んできているということでございます。しかしながら、色んな課題もございまして、まだまだ十分な満足するようなどころまでいってないということはございます。

それから、4ページ目ご覧ください。搬出間伐への新たな支援措置ということを進めてきた訳でございます。これは、国庫補助のいわゆる搬出間伐に大きくシフトすることによって、実は保育間伐が必要なところはまだまだ沢山あるわけで、今の国の制度の中においては搬出間伐のみの補助金ということで、将来見通したまだ若い間伐すべき保育間伐すべき山林が沢山あるものをどうしたらよいかということで、実は独自の保育間伐に対する補助金の導入と更にそこから捨てられてそのまま放っておくのではなくて、それを利用出来れば良いというそのような仕組みを考えて進めてきたところでございます。しかしながら、この辺の制度設計はやや難しい面があったのか、上手く実行、実績としては高くなかった、それは大いに反省すべきところかなと思っております。

それから森林づくり推進支援金も、これも2期続けてやってきたところでございますが、これにつきましては、各市町村に対する基本枠というものと、重点枠というところで2つの枠組みの中でやってきたところでございます。基本枠というものは、その市町村毎にある意味では山村における財政、中々弱い部分もある中でこの税を使って森林整備に充ててくれという意味合いを持たしたところでございます。それから重点枠は、特にうちの市町

村はこういったところで実は森林税を使わせていただければ中々上手くいかないというように手を挙げていただいて、それを配分したということで、これにつきましては、各市町村の皆様からは好評な意見があるかなと私自身はこれまでの議論の中で感じているところでございます。

それから、間伐への利活用、これも2期目の大きな課題でした。それまでは間伐ということに重点が置かれておりますけども、やはり利用するという点で進めてきたところでございます。また、人材育成。間伐をするにも人材が育たなければ進まない。両輪でございます。その辺も進めてきたところでございますが、まだまだその十分な成果は至っていないのかなと思っております。森林の里親促進事業これにつきましても、これは企業との連携の下で地域がある意味では森林づくりを展開していくというところにも支援してきたところです。

そういったところもあった訳ですが、5ページの下の方に課題というのを載せました。8点ほど重要な部分として載せたところでございます。この課題を踏まえて次の3期の提言はかなり重要な部分として位置付けられるのかなと思ってます。一つ目、これまで着手できなかった里山の間伐等に一定の成果を挙げてきたんだけど、しかしながら、所有が零細な森林、あるいは条件が悪いようなところについては、まだ未整備な状況が残っていると、ここどうするのかというのは依然として課題であると思っております。また、国の制度変更、特に搬出間伐というものを積極的に国はやっていくんだといった場合に、それなりに規模の大きさをやってくれということがあったがために、中小やNPOだとかの事業者がそれに中々参画できなかったと、これはどうしても問題かなと、我々長野県におきましては様々な形で色んな団体、NPOが一生懸命活躍してる中において、ある意味では国の補助金の中においてははじき出されているということがありました。それによって、市町村の整備も進まない、また、人材育成についてもやはり十分な成果が得られなかったということもあろうかと思っております。三つ目です。これにつきましては国庫補助事業の事務負担分については、地方交付税の措置の対象としてやってきたところでございますが、事前に丁寧な説明がなされていたかといったら、そうでもなかった気がいたします。十分にご理解が出来ていなかったのかなという反省でございます。それから、間伐材の搬出への取組や作業路整備への支援が無いことなどから低位に留まっている。これは先ほど言ったとおりでございます。保育間伐は大変重要だと思ってます。10年後、20年後、保育間伐をしなければ搬出間伐も十分には出来ない。これは連動している問題ですので、早期の間伐をすることによって、将来の搬出間伐、良いものが出来、最終的には主伐に持っていく訳ですから、保育間伐の重要性を謳っているところでございます。それから、多様な主体による取組は一層強化すべきだなと思ってます。大規模な素材生産業者云々だけではなく、また、大規模なまとまりのあるところだけではなくて、いよいよこの山岳地域である長野県においては非常に小さな枠組みでの森林所有者、あるいは急峻で中々入りにくいようなところもありまして、そういったところの取組も大変重要です。また、単なる森林整備というところに焦点を当てるだけではなくて、その周辺部分も併せて整備、あるいは条件を整えていかなければ森林整備も進まないということでございます。そういう意味では、多様な主体による取組は一層強化すべきかなと思ってます。これは課題だったかなと

思っています。それから木育です。木育は長野県にとって大変重要な位置付けにありますし、全国を見ましてもかなり積極的に進めているところでございます。ただ、工夫の余地はまだまだあるでしょうと思っております。それから先ほども言いました人材育成、まだ一層強化しなければいけないだろうと思っております。最後につきましては平成28年度末で4.9億円の基金残高が残ったということでございます。これにつきましては、課題の分析が遅れたり、機動的に事業を見直せなかったという硬直した体制が県の中にあっただのかなと思っております。また、大きな問題も出てきました。それによって、この森林税の利用という部分についても、やや足踏み状態のようなどころ見られたかと思えます。ただし、全体的に見るならばやはり最初の時点は、やり易いところからどんどん整備を進めた結果、後半には非常に難しいところが残ってきたというところは事実かと思えます。そういう面を今後強化していく必要があるだろうと思っております。そういう意味でも基金残高に対して、どのようにしていくのかということも、またここで触れたいと思っております。

大体これまでの経緯、10年の総括とざっくり説明したところでございます。これを踏まえて第3期どうするかというところに話を持っていきたいと思っておりますが、とりあえずここまでの説明の中で何かご意見ご質問等がありましたら、確認でも結構です。ご意見いただければと思っております。何かございませんか。堀越委員。

<堀越 倫世 委員>

6ページの最後の基金に触れているところなんですけれども、このところは第2期末の基金残高4.9億円から大幅に増加することは想定されていないんですけども、仮にここで森林税が終了した場合には、やはり6億円となる可能性があるという文言は、付け加えていただきたいと思えます。

<植木 座長>

終了した場合にはということですね。

<堀越 委員>

そういうことなんですけど、今までの色々な報道の中にも6億円という数字が、大分独り歩きしているのではないんですけども、大分報道されてしまっているのも誤解されたいけないので、そこをきちんと明記していただいた方がよろしいかなと思えますので。

<植木 座長>

私どもとしては、第3期も継続だという意思の下できておりますので、その文言については、元々頭から無かったんですが、やめるという考えはなかったものですから、基金残高4.9億円はもうこれ以上増えることは無いだろうというような増加することは想定されていないとまとめたんですが、もしそういったことでこれが継続がされないということであれば、そのような表現をしたいと思えますけども、我々県民会議のこれまでの議論の中で継続というようなどころが大方の意見だった訳ですから、私としては我々の判断とし

て継続であるならば、継続しないという前提には立たないという議論でいきたいと思っておりますが、まずいですか。竹内さん何かありそうですかご意見。

<竹内 久幸 委員>

堀越委員のご苦勞が良くにじみ出たところでして、税制研究会の論議が色々あってということだと思います。ただ、継続するで良いんですよね。

<堀越 委員>

継続するという意見でいいんですけども、委員会としても意思是継続で、でも最終的にはどうなるか分からないというようなことも。

<植木 座長>

最終的には知事の判断ですから。

<堀越 委員>

ですので、委員会として方針は継続ということで私もそれは承知しておりますし、個人的にも賛成なんです。ただ最終的なところが、その知事の決断というところからその文言が入ったらまずいですかね。

<植木 座長>

私としては、この県民会議は県民会議独自の判断でいきたいというのが前提でございます。他の研究会や会議が何かどうのこうの言ったとしても我々のこれまでの議論の積み上げとしてこういう判断をするんだと考えておりますので、筋としては今後も継続するんだというのであれば、継続しないという判断の前提は無い方が良いでしょうと私は思います。

<堀越 委員>

結構です。

<植木 座長>

他にどうでしょうか。ご意見ございませんか。またありましたらいつでも結構でございます。この後提言の内容について触れますので、またこの10年間の総括に振り返ってもらった上で、また提言どうするんだということも関連してくるだろうと思っておりますので、どうぞ遠慮なくまた振り返った発言でも結構でございます。

それでは、7ページ目ご覧ください。本日の最も重要な部分でございます。3番、今後の森林税に向けた提言というところでございます。これまで何度も議論してきました。

特に昨年の末から12月くらいから何度も重ねてきたところでございます。ただし、我々としてもどのような方向性を定めるというのは、正直言って紆余曲折もあったかと思っております。しかしながら、それも議論の経緯の中で徐々に収れんされてきたのかなという判断を私どもしております。そういう意味でまとめたところでございますので、何かございま

したら遠慮なくご意見ください。

まずは、今後の森林税に向けた提言というまず頭の部分でございます。私ども平成28年度には2回、平成29年度には5回の会議を重ねてきたところでございます。その中で、もちろん事務局からは様々な取組の内容をデータを基に提示していただき、それについて色々な判断、議論、それから意見を述べてきたところでございます。また、地域会議での検討結果もフィードバックさせながら、現場の声を反映させてきたというところであって、そもそも森林税の継続か否かという問題についてはゼロベースで考えていただく、そういう意味で継続ありきでは無かった、私自身はそういうスタンスでずっといたわけですから、総合的な判断でやっとなんかここにきて継続というところが妥当だろうと私自身は思ってます。ただし、これまでやってきた税活用事業それなりに大いに貢献した部分はあるんですが、これだけ広い山岳面積を持っている長野県においては、まだまだ不十分なことが沢山ある、課題山積の状態でございます。そういうところにおいても、今後ともやっていかなければ森林税を活用して長野県独自のものを展開する必要があるんだろうということは、やはり考えて然るべきところでありまして、市町村からの森林税継続への要望が出されております。また、県民アンケート調査においても、7割が継続に賛成しているということも踏まえるならば、森林税の継続を決断して長野県らしい森林づくりへ強く転換していくんだというところで進めていきたいと思ってるところでございます。その下に枠組みで長野県らしい森林づくりへの転換ということでございます。森林税は長野県、県民が払っている税金でございますので、長野県に相応しいものとして、今後より一層強く進めていかなければならないのかなと思っております。特に、これまでの議論の中で出てきました森林を活用した観光、あるいは教育等の長野県の強みの分野においても、まだまだそれらを阻害する要因というのは沢山ある訳でございます。それから信州やまほいくというのがございまして、幼少期の自然教育を安全に実施するためのフィールドの整備というのは、まだまだ不十分な部分が沢山あって、保育や児童の安全を確保するのであれば、そういった身近なところの整備がまだ必要だと思っております。そういうような観光や景観、それから教育という部分においては、長野県の特徴ある施策を展開しているところでございますので、それを森林と一体となって整備をし、そして、より自然に触れ合う場を提供したい、そういうことはこの森林税にとっても大変重要な意義ある部分ではないかと思っておりますのでございます。8ページご覧ください。ここにはみんなで支える森林づくり県民会議があります。抜本的な改善提案10項目を載せました。使途に対する提案と事業の仕組みに関する提案というものを2つに分けました。使途に対する提案でございます。これは7項目でございますが、一つ目、里山整備は重点化し、防災、減災、それからそれと一体となって山村地域の森林管理の空洞化という本質的な課題に向き合うべきだと思っております。二つ目、搬出間伐を本格化し里山の資源を最大限活用すべきだと考えたところでございます。ただし、搬出間伐の対象林分という訳では無くて、もちろんそれもそうなんですけど、特に我々が前期から今期2期目から進めてきているのは、当然必要な保育間伐の下での搬出の場所をどうするのかと、保育間伐と一体的に搬出をするんだというような制度、仕組みにも課題があった訳ですから、それをなんとか見直して出来るだけ多くの材を無駄にすることなく利用したいというところをここで述べさせていただいたところでございます。それから

三番目、長野県らしい暮らし方を実感できる県産材の活用により、森林県から林業県へと飛躍すべき時期なのかなと思っております。また、人材育成。四番目でございます。里山の多様性を引き出すにはやはり人材育成がどうしても必要だということで、この辺も強化していくべきだろうと思っております。それから五つ目、これまで様々な形で里山の整備ということをやってきた訳でございますが、その里山整備のところだけに限定せず、多様な県民ニーズに応えるよう全県的な課題解決に向けた取組を行うべきだと。ここで言う里山の枠に限定せずというのは、むしろ身近な問題としての里山、その周辺部分というところを考えているところで、奥山の方につきましては、奥山のまた補助体系等々がございまして、むしろ県民税は民有林が多くございます。しかも我々の里山地域、あるいは都市部に近いところに民有林が多くある。そういうところを考えるならば、単にここで言う里山の枠に限定せずというのは、要するに間伐中心だけではなくて、その周辺部分も踏まえた多様なニーズに応えていきたいという意味でございます。それから地域の課題解決にそれぞれの市町村が向き合うことこそが、長野県の独自性であるだろうと思ってます。森林づくり推進支援金を継続しつつ、説明責任が果たせるよう改善すべきではないかということでございます。七つ目、沢山の課題がある訳でございますが、今回4.9億円の基金残高がありますけれども、実は4.9億円、県民の皆様からすれば、何故こんなに残ったんだという話でございます。それには十分に明確に答えていく必要があるだろうと思っております。しかし、長野県のこの山岳地域を考えるならば、今後4.9億円はむしろ重要な財源として活用できる可能性があります。我々は年間5億円から6億円の県民税の徴収がある訳ですが、実はそれでさえも十分な整備がなかなか進めることが出来なかった部分でございます。我々は間伐中心から多様なニーズへの転換、あるいは観光、教育というところに更にその活用事業を展開するならば、4.9億円これは何とかして積極的に活用して、県民の皆様はその恩恵をお返しするようなそのような施策にもっていくべきだろうと思っております。使途に対する提案は以上七つでございます。

それから事業の仕組みに関する提案、⑧と書いてあります。長野県らしい森林づくりへの理解と関心を高める情報の発信、我々まだまだPR少ないのかなと、県民の方にやほりももっともっと知ってもらわなければならない、それは責務でございます。その辺については積極的に発信していく必要があろうかと思ってまいす。それから情勢の変化に柔軟に対応するための仕組みを創設していきたい、前回ですね課題の中に、実は中々最初に決めた提案の中で進めてきた訳ですが、そこはなかなか硬直性があって上手く臨機応変な対応が出来なかったという反省の下でございます。これから例えば国の環境税も入ってくるでしょう、それから場合によっては、中々制度設計が上手くいかずに困難な状況が生まれるかもしれません。我々は、そういった件に対して見直しする勇気も必要だと思っておりますので、柔軟な対応でこの県民会議では議論していきたいと思っております。出来るだけ税を有効に使うためには、使わないのではなくて、上手く使っていく手法をより工夫してやっていくべきだと思っております。それから、三つ目、⑩番になりますが、コンプライアンスの確立ですね、これにつきましてもご存知のように大北森林組合の問題もございまして、更には大北における森林税のある意味では使途の問題もございました。そういう意味では、コンプライアンスをきちんと確立していくということ、これは我々にとって日常的

にやっていくべきことだろうと思っております。こういったことを踏まえながら、県民からお預かりしている県民税を有効かつより良いものにしていこうと思っております。そのための改善提案10項目ということでまとめ上げたところでございます。更に、大分今説明したところなんです、その後に使途に関する提案事項ということで、細かく記載させていただきました。重要な点だけを説明させていただきますが、これを全部説明するのは私もしんどいので、どうでしょうか私が今大体概略はこの10項目の中で説明したところでございます。それでまずこの10項目の提案について中身について、それぞれこの内容について振り返ってといいますか、見ていただいてその中でご意見ご質問を聞こうかと思っておりますが、それじゃあまずいですか。やっぱりもうちょっときちんと説明した方が良いですか。そうしますと分かりました。重要なポイントだけをもう一度ずっと説明します。

8ページ目①里山整備は重点化し、防災、減災、山村地域の森林管理の空洞化という本質的な課題に向き合うべき、これは今まで議論してきた山岳県であり、非常に地盤が大きな問題としてあるこの長野県、中央構造線、糸静線等、構造線が走ってる。また、地震が多い。その中で防災・減災というのは、県民にとっての安全性を高める上で、我々はこの税を使っていく必要は当然あるし、それが森林整備によって一定程度減災も出来るだろうと判断でございます。9ページ目をご覧くださいと、防災、減災というのは基本的には、その地域に住んでる住民等々の言うならば共同作業だと思っております。そういう意味で里山整備に重点化して事業を行うということの重要性、これは今まで里山整備特別地域でしたっけ、そういったところでやってきたところでございますが、それをもっともっと強化していきたいという意図も含まれております。制度設計に当たり改善すべき点とあります。これはア、イとありますが、これは共通事項として4点ほど述べました。制度設計に当たり改善すべき事項として、一つ目、森林所有者の負担軽減は継続することが必要であるということでございます。これは防災の点において特にその辺は所有者うんぬんでは無くて、広く地域に関わる問題でもございます。しかも、地域住民の生命や財産に関わる問題でもございますので、出来るだけ所有者の負担軽減をしながら森林整備を進めていきたいという意図でございます。二つ目、これにつきましては、国庫補助事業が活用できる場合は最大限活用するんだけど、その国庫補助事業に関わる県の義務負担分に森林税を充当する場合は、義務負担分に関わる地方交付税措置状況等について、丁寧な説明を行う必要があるだろうというところでございます。特に、これはまた後で説明します。それから、これまでの補助対象面積が結構大きかったところをもう少し引き下げて使い勝手の良いものにしていったらどうかというところでございます。それから、零細な森林の整備や多様な主体の参画を図るために、税単独事業をもっともっと増やすべきだと考えております。そういうところが共通点として改善すべき事項として挙げておきました。それから防災、減災のための里山整備としての内容でございますが、これ最近様々な形で精度の良い機械等々が出てきております。そういったものも活用しながら、更に防災、減災を進めていくんだということでございます。そのための制度設計としては、整備箇所を特定して地域と情報を共有しつつ計画的に整備を進めるため、計画の作成を支援する必要があるだろうというところでございます。また、住民等による利活用のための里山整備でございますが、ここにつきましても里山整備利用地域制度をもっともっと利用し易いような形

で見直しつつ、地域の皆さんの力を出来るだけ多く引き出すというような精神、要するに森林整備というのは、単に上から税をあてがうだけでは無理であって、地域住民と一体となって進めていくものですから、これまでありました里山整備利用地域、わずか5地域しか設定されていない、それは大変難しい条件があったと私も思っておりますので、この内容について制度についてもう少し緩やかにして多くの地域で自ら山に関わって主体的に森林整備が進むような形で進めていければと思っております。制度設計に当たり改善すべき事項として、次の10ページ目に移ります。地域の状況に応じて柔軟な認定をすべきであろう、面積要件の緩和など含めてしていきたいと思っております。それから三つ目でございますが、自立的な里山の利活用を主体的にやって、事業主体に対して進めていきたいと思っておりますが、ただし、財源が潤沢にある訳ではございません。例えば、初期投資である歩道整備や機材等々の導入の立ち上げ部分については、長期的な支援は出来ないだろうとイニシャルコストはイニシャルコストとして、まずは整備していただいて、自らそれを利用して、整備を進めていきたいと思っております。ただし、その後整備を進めるに当たっては、様々な多様な森林づくりに対して支援対象を拡大していきたいと思っております。今までこの辺の利用部分については、非常に限定された認識があったかと思っております。そのために幅の広がりがあった、そこをもう少し地域住民の里山整備利用地域においては、その自立性、独自性をふんだんに活かしてもらいたいというような意図を込めて作ったところでございます。それから搬出間伐を本格化していきたいということでございます。ここも先ほど説明したとおり、保育間伐が主であります、一体的に搬出もしていくんだということでございます。また、まだまだ小規模な面積、あるいは困難な地域は間伐が進んでいないということで、また小規模の所有者や業者に対しましても、使いやすいようなものを制度設計していきたいと思っております。下の方に2つの改善すべき事項、制度設計に当たり改善すべき事項が2つここに取り上げました。里山整備の支援対象に搬出間伐、路網整備を追加することが必要であるということと、河畔林等の整備を支援対象とすべきであると。もちろん、ここには河畔林の整備等でございます。我々の身近な生活の中に潜む、色々な課題があります。例えば、以前貴舟委員がおっしゃられたように、観光の面で、鉄道沿線の竹林等の問題もございましょうし、そういったこともあまり規模の大きな制度設計では困難でございますので、使い勝手のいいようなものにしていきたいというところの意味合いが込められております。

それから、3番目、県産材の利用ということでございます。ここは特に、繰り返し説明することでもないのかな、もうこれは今後どんどん進めていかなければいけないわけでございます。県産材を積極的に活用して、森林税を納税者に実感してもらおう。それから、県外者にもその取り組みを発信していくことが重要だと思っております。ここに具体的にいくつか挙げておきました。それから制度設計に当たり、改善すべき事項として2点挙げました。搬出された低質材を薪などに加工し、地域で流通する仕組みの構築も必要だと。それから、松くい虫の被害の深刻さを踏まえると、枯損木の利活用を図るためのモデルも必要ではないかというふうに挙げさせていただきました。

それから、4つ目、人材育成。これにつきましても、委員の皆様からたくさんの意見をいただきました。人材育成については、今後もっと強化しなければならない点だと思っ

おります。制度設計に当たり、改善すべき点としては、地域リーダーの育成が不可欠なんだと。そのためになんとか森林税を活用できないかということでございます。

それから、多様な森林づくりへの要請に応えられる人材の質の向上がどうしても今後必要になってくるだろうと思っています。一方では、それを専門としてやっていらっしゃるプロの方がいます。一方では、やはり自分の生活の中の一環の整備として、社会的な役割として、地域住民の森林保全にかかっている部分もたくさんございます。そういったプロやアマの多層構造での人材育成が有効ではないのかな、というふうに思っています。実は、プロの人材育成、なかなか進まない状況でもあります。本来、この辺をもう少し十分に検討して、プロの人材を育成していく必要があるかと思っています。その点につきましては、別のところで議論しているところでございますので、その議論を待って、森林税をいかに使うかということも踏まえていきたいと思っております。

それから、5番目、これまでの里山の枠に限定せず、多様な県民のニーズに応じていくんだというふうに先ほど申し上げましたが、実は里山の整備というのは、これまで十分やってきたつもりではあったんですが、まだまだ壁があるということは何度も申し上げたところでございます。ただ、この場合においては、むしろ多様な県民ニーズに応えるということをもっと重点をおいていきたいと思っております。そういったところで全県的な課題解消に向けた取り組みを行っていくんだということをここで言っております。特に、12ページ、教育、観光の部分については、長野県の強いところでございますので、強いものはさらに強く伸ばしていくということを考えております。制度設計に当たり、改善すべき事項、観光地の景観形成のための森林・竹林の整備等が必要である。それから、森林を子育てや学校教育などの教育活動に積極的に活用すべきだと。それから、市街地の森林・緑地の整備とともに、持続的な管理体制を構築することが必要であると。全国植樹祭で発信した「木と森の文化」について、新たな基軸を含め、更に磨きあげていく必要があるというところでございます。やや抽象的と思われるかもしれませんが、これが継続ということで、具体的な文字になれば、これをさらに具体的なものとしてブラッシュアップしていきたいと思っております。

6番目、推進支援金です。これにつきましては、市町村の皆様がこれについては非常に継続という声が高いわけでございます。特に地域会議での議論においては、やはり推進支援金があることによって、周辺部分の整備が進んだというご意見をたくさんいただきました。ただ、きちんとした説明もしなければならぬということは各方面から言われていることございまして、我々としては、今後、この推進支援金につきましては、やはり財政基盤の弱い市町村がまだまだございます。自分たちの力ではできないというところも踏まえるならば、1つには、財政調整型の森林交付金のような位置づけでやっていると、それからもう1つ、自ら手を挙げて、そして積極的にやっていこうという市町村については応援していくんだというその辺の趣旨で進めていきたいと思っております。この点については、議論の余地があるかもしれません。私自身もこれをどうしたらいいのかというふうには考えましたけれども、多くの声を聴くならば、継続的に進めていくのが妥当だと思っておりますので、今のように財政調整型の森林交付金及び目的を明確化した補助事業化も必要であろうと。2本立てでいくことは大変重要だと思っております。

それから、7点目です。ここのところは、皆様からいろいろアイデアいただきたいところでございます。4. 9億円の基金残高を積極的に活用していくんだというところがございます。先ほども申し上げましたように、まだまだ長野県、森林整備やその周辺部分において課題が山積しているということを考えれば、これを有効に積極的に使っていきたいと思っております。それによって県民にお返しするんだという信念でございます。4. 9億円が残ったんだからもういいじゃないかというご意見はございますが、その意見も尊重いたしますが、しかし10年間やってきた中で、課題もまだまだあって、その部分をやはりクリアしていかなければ、地域住民の安全が守れないことも確かだと思います。また、長野県は観光県であるということにおいて、森林整備が進まなければ、観光面にももしかしたらマイナス影響が出るかもしれない。やはり、この美しい景観をどうやって保持していくのかということもあろうかと思っております。また、未来を託す若い子ども達に対しての教育もぜひやっていきたいと思っておりますし、この4. 9億円の基金残高、これからどうしていくかということは、実はたくさん課題があるわけでございますが、どこに絞っていくかということは、今後皆様と検討していきたいと思っております。

それから、13ページ、事業の仕組みに対する提案でございます。長野県らしい森林づくりへの理解と関心を強めていくためのPRをどうするかということで、ここに書いたところでございます。

それから、9番目、情勢の変化に柔軟に対応するための仕組みを創設していくということで、県民会議としても、柔軟な対応はしていきつつも、検証機関としてのチェック機能は高めていかなければならないだろうと思っております。また、一方で、県民目線での森林税のよりよいあり方を議論していく必要があるだろうと思っております。

また、コンプライアンスを確立すること、ということでございます。ここでは、大北森林組合の事例があって、森林税では約2億2,500万円が問題として言われたところがございます。しかし、内容を見れば、期ずれの問題だとか、条件の不備だとかといったことがあったわけでございます。しかしながら、この辺につきましても、やはり山での事業だということはあるわけでございます。制度上問題があったわけでございます。その辺は厳しくチェックをしながらやっていかなければならないと思っておりますが、我々自身がそういったチェック機能を持ちつつ、それから県民やその用途についてはコンプライアンスをきちんと確立していくんだということは重要かと思っております。今日も、午前中、林務部改革推進委員会というものをやりました。そこでも、いかにコンプライアンスを高めていくのか。また、なにが課題としてあるのか等々を議論したところがございます。そういった両面から、さらに法の順守ということもありましょうし、県民からの意見を聞いて、それをいかにこういった事業に反映させていくかということもあわせてやっていかなければならないだろうなと思っております。

以上ですね、とりあえず今日の夜中の段階のものでございます。これについて色々ご意見言っただきたいんですが、後ろの方に付属資料をいくつかつけました。15ページ、森林税活用事業の取り組み状況ということで、様々なデータを載せたところがございます。これが、ずっといきまして、22ページまでこれまでの事業の実施状況と数値等々で示したものです。それから、付属資料2として、県民会議・地域会議の検討経過をここに載せさせ

ていただきました。それから、25ページ、付属資料の3でございます。県民アンケート等の結果についてという、こういったアンケートの結果も載せたところでございます。そして、最後の方には、県民会議の設置要綱、付属4ですね。それから付属資料5につきましては、県民会議の委員の名簿を載せたところでございます。このような構成で、長野県森林づくり県民税に関する提言ということで、知事にお渡ししようかなと思っているところでございます。それから、皆様からご意見をたくさんいただきました。皆様には名前を伏した資料がいつているかと思えます。大変重要でここからももう少し付け加えなければならぬ部分もあるのかなと思っています。そういったこともございますので、ぜひ最終段階に来ております、この提言書の完成、さらにいいものにしていきたいと思っておりますので、ぜひご意見・ご質問等をいただければ、大変ありがたいと思っております。

＜柳平 千代一 委員＞

今回の県民会議の役割というのは、森林税に対して、継続するのもしないのか、するとしたらそれをどうやって使うのか、というのが、役目だろうと思えます。そういう意味では、7ページにあります、長野県らしい森林づくりを森林税を使って、それをどう実現していくのか、ということだろうと思えますので、非常によくまとまっているなど正直感じているところです。森林税というのは、これまでの森林行政の中では届かなかったところに手を入れていく、まさに長野県らしい取組をしていくことで、本来の意味を発揮するのかなと思えますので、ぜひ実行する際には、私も市長という立場ですので、その役割を担っている1人になりますけれども、大胆に取り組んでいける仕組みであってくれば、有り難いと思っているところです。

1点お伺いしたいが、佐久の地域会議の中で、間伐もさることながら、主伐の時期に来ているのではないかという意見があったが、私も同じことを非常に感じています。それに対して、提言書の中には触れられている部分がないように思うが、そのところは県民税で対処すべきなのか、あるいは国庫補助金等の財源で対処すべきなのか、県の林務部の見解がありましたらお聞きをして、今回の提言書に反映できるのであれば、その点についても入れておいてもらえれば実際山に関わる時にやりやすいのではないかと思います。

＜植木 座長＞

主伐再造林というのは、大変重要な時期にきておまして、もちろん、この主伐を行うことによって、大量の木材が生産される。そのことが、国産材の利用率を高めていくだろうということは容易に想像できるわけでございます。ところが、この主伐という問題につきましては、直接利益に関わってくるところでございます。主伐することによって、その後の造林や育林がきちんと担保できるんだということであれば、循環型システムとして、大変有効であろうと思っておりますが、直接利益に関わるうんぬんというところを考えれば、森林税で果たしてこれを利用すべきかということについては、やや疑問を感じております。むしろ、まだまだ残っている間伐、森林整備の方が、重点的に進めていくべきではないのかなと思っております。ただ、今おっしゃられましたように、主伐に対して、積極的に進めていこうとする国の考え方もございますので、これはこれで大いに進めてもらい、

この主伐があることによって、ある程度、労働者の確保ということも当然出てくるわけです。そうすると、人材にとっては直結する問題ではあるんですね。その意味では、実は主伐というのは大事なところでございますが、しかしながら、主伐をすることによって、また再び、税金を使って、植林をし、下刈りをし、除伐をやって、間伐をやって、というそれが1つの流れなんです。効率的に言えば、皆伐・主伐というやり方は大変有効なんですけれども、しかし、負担の面、あるいは長期的な見方からすると、コストの面で言うならば、果たして有効がどうか分からないと私は思っています。

<柳平 委員>

森林税の活用に当たってはすぐわないとお考えになっているということでしょうか。

<植木 座長>

そうです。それで入れていません。お気持ちは大変よくわかるのですが。まだまだやるべきことがあるかなという感じです。

<竹内 委員>

やっている県もあるので、考えてみる必要はあると思います。そして、そういう時期が必ず将来的には来ると思います。例えば、主伐を奨励するため、わざと時限を区切って、やっているところもある。主伐そのものに対して援助するのではなくて、主伐と再生林をセットにした場合の再生林に対して、補助するというように、例えば、コンテナ苗が高いので、これを使った方が効率的で作業も楽なのに、残念ながら高いからという理由で使われないということがある。だから、それを奨励して行って、作業も軽減して行って、年間をとおして、ある程度できるような仕組みを作っていくということには踏み込む必要はあるのかなと私は思います。

<植木 座長>

林齢の平準化という問題もあって、これは県も進めていることなんです。主伐をやって、再生林して、そうしないと、将来循環的な、あるいは持続可能な森林が作られないということがあって、そういうことは重々承知しています。ただ、先ほど申し上げましたとおり、これを県民税として扱うべきか、竹内委員がおっしゃったように、その後の問題として、山を再生していく段階における補助的な役割として必要なのではないかとということです。少し考えさせてください。

<竹内 委員>

再生林という言葉が出てこないのです、発言させてもらいました。

<植木 座長>

なかなかそれを入れると、今後はシカの害はどうするんだとかですね、膨大な費用がかかるわけですよ。主伐を進めて、山を新たに作り変えて、将来のための資源として作ら

いのだけれども。

<竹内 委員>

市町村には、支援金があるので、双方との合意で使えるようにすればいいのではないかと思います。

<植木 座長>

課題として、少し考えさせてください。ありがとうございます。

<麻生 委員>

今の点について、過去の再造林の時とは状況が違うということが1つと、それから本来、森林税をなぜみなさんに負担していただいているのかというのは、森林の公益的機能というのを非常に大きく理由として挙げられていたと思います。そういう意味でいくと、確かに主伐をするということは、山主個人の収入に直接つながっていくものではありませんけれども、再造林というのは、言ってみれば、長野県の森林資源であり、環境も含めて、それを担保していくためにはどうしても必要な再造林というものであるのです。この点についても、同様に全県民あるいはもっと広い人々がその利益を供与するという意味において、今実際問題としては、国庫補助だけではなかなか再造林が難しい状況にきています。先ほどコンテナ苗の話も出ましたが、植木先生が心配してらっしゃるように、獣害もあり、それは非常に今後も莫大な費用がかかってくるわけですが、やはりそれについては、森林税が後押しをしない限り、再造林というのは進まないのではないかと危惧しているところです。

<植木 座長>

考えさせてください。

<貴舟 委員>

皆伐と再造林ということで、うちにも村有林というのがあります。過去に、公社造林、80年の契約が切れる時期に来て、これは皆伐が条件なんですよね。皆伐した時に、山を見て本当に皆伐していいのかどうかということを考慮し、それからその時の材価では林齢80年まで育てるのに、何億とかかるという試算が出て、とてもこの県民税では賄い切れないということで、材価がよくなってくれば、そういう循環も可能かなと思うんですが、今の状況では皆伐した後の造林の方へ県民税を充てるということは、財源的に少なすぎると、そうしたことでもすごいお金がかかるわけですから、皆伐はやめて、公社造林の公社の部分を買いました。それから間伐をしていきたいと。そういうことで、なかなか皆伐して再造林は非常に経費がかかるという試算で皆伐はやめて、公社の分を村が買ったという経過がありますので、今の状況の中では難しいかなという思いがあります。

<植木 座長>

ありがとうございます。いずれにせよ、皆伐再造林に対する希望が複数の委員からありましたので、一旦持ち帰らせてください。ただ、私の考え方としては、やはり森林の保全というところがまだまだ十分でないし、それを取り巻く周辺部分がこの基金の財源では全然小さいんですね。それを考えた時に、なかなか皆伐、もちろん進めていきたいが、さらにその再造林への森林税の支出ということになりますと、他の部分の予算を削っていかなければならないということになってくると、それを天秤にかけた場合にどちらがいいかという判断になってくると思います。いずれにしても、もう少し考えさせてください。

<竹内 委員>

コンテナ苗と普通の苗の差額の補助だけでもどうかと思います。コンテナ苗を奨励して欲しい、作業が楽になるから。

<安原 委員>

私も再造林の話、林齢の平準化ということで、会議の中で度々発言させていただきました。先生のおっしゃることは理解できます。この中で、②で搬出間伐を本格化するという記載がございます。ここで、路網の整備も入っておりますので、いわゆる切捨間伐をすると、あとは主伐の時にどうするんだという問題が非常にございます。ですから、森林税というものが、県民の方に理解していただけるのかどうかという部分で言えば、この搬出間伐というのを、きちんとやっていって、それが最終的な目的というのは、間伐することではなくて、やはり山主にしてみれば、木が再造林、循環していくことでございますので、まず森林税としては、この搬出間伐という2番目のことをこれを1つの肝として、将来的にはその主伐につなげていくと、竹内委員がおっしゃったように、ある程度森林税で可能な部分については活用していくべきだと思います。

<堀越 委員>

9ページなんですけれども、制度設計に当たり改善すべき事項の1つ目の「・」で、森林所有者の負担軽減は継続することが必要であるという項目があるんですが、これが改善すべき事項のところに記載されていることが不思議に思っています。もし、記載するならば、どういう理由で必要なのか、逆の言い方をすれば、森林所有者の負担をなぜ10%負担してもらうのか、というところの理由を書いた上で、継続することが必要であるという内容にしないとどうかなと思います。

それから、続いて、13ページなんですけど、⑦の2行目からなんですけど、ここの脈絡がよく理解できないんです。税率を引き下げるべきとする指摘もあるがというところを述べているので、この⑦のところに制度設計に当たり改善すべき事項として1文入れていただければ、私としても前からこの会議でも意見申し上げさせていただいた部分でして、その基金が残っているからそれを踏まえたところで事業内容や事業量に応じた税率を検討する必要があるのではないかという問題提起の形で入れていただければと、これは強く私が望むところです。

さらに、森林づくり推進支援金のところで、今までやはりきちんと県の方から報告がないとか言われている部分があるんですけども、実際には地域会議の方でこういったことで各地域で、こういった事業をやりたいという手挙げがあって、地域会議でそれを検討・精査をして、採択しましょうというような形でやってきて、さらに事業報告も地域会議でなされているという事実をもう少し書き込んでいただきたいと思います。

<柳平 委員>

主伐再造林の件ですけれども、やはり森林税で何をやるという観点でいいと思う。全部を森林税でできるわけないですから。ただ、しっかりと県民会議としたら、強力に県にやることはやれよというそういうメッセージを発していただきたいなと思います。

<桑井 委員>

9ページの住民等による利活用のための里山整備のところ、里山整備利用地域をこれからもう少し活用していきたいということですが、その前提として森林づくり条例というのがありますが、これは見直すという方向でよかったのでしょうか。

<千代 登 森林政策課企画幹>

これまでの県民会議で提案させていただいてきた範囲のこのみでございます。ですので、条例自体を改正して、制度そのものを変えていくということではなく、現在ある制度を使ってということですので、使いづらければ、今ある要綱・要領の中で使いやすくしていくということはあるかもしれませんが、条例自体をとという提案はこれまでもしておりませんので、そこまでは今のところ考えておりません。

<桑井 委員>

見直しではないということですね。

<植木 座長>

条例の見直しではないということですね。

<桑井 委員>

今ある範囲で色々考え方ができるということですね。

<植木 座長>

そういうことですね。そういうことで、使い勝手のよいものを第一に考えていきたいと思えます。

<麻生 委員>

県の林政の中で、今までもずっとやってきたように、一般会計で長野県の林業としてやらなければいけない部分、市町村が一般会計の中でやっていかなければいけない部分、そ

れから特別徴収されたこの森林税という枠の中でやる事業というものが、どうしても混在してしまって、あれもこれも支援してほしいということになってしまいます。森林税の性格について、地方税制研究会の方ではよく議論されたと思いますが、どこかやはり特別徴収された森林税については制約がかかっているのではないかと私は思います。その部分で、森林づくり推進支援金について、税制研究会で非常に厳しいご指摘を受けています。なぜかということも考えなければいけないと思うのですが、例えば、非常に多岐にわたるメニューの中で、他の補助制度でカバーできるもの、あるいは観光や景観というところまで漠然と範囲を広げるということがいいのかどうかということについては、今後あれもいい、これもいいということになりかねないという部分も含めて、どこまでの範囲にするか検討する必要があると思います。もちろん希望は多々あり、使い勝手もよくしてほしいということもあるかと思いますが、例えば松くいのように、爆発的な現状の被害があつて、早急に必要で、なおかつ一時的な市町村の予算ではカバーできないといった、明確に必要とされるものと、あつた方がいいというものについては、どこかで線引きをする必要があるのではないかと考えています。

＜植木 座長＞

税制研究会での議論は十分には承知していませんが、多分、国の税金、一般財源、それからこういった特別財源というような分け方というのは、どこかでされているんだろうと思っています。ただ、それが時々オーバーラップしながら、その両者を合わせながらやっていくというのはこれまでであったらうし、そういう使い方もだめではないと思っています。ただ、これまでの我々の税の使い方では、ややもすると、その上乘せのところがあつたりしてといったところ、そここのところは私自身大いに反省すべきだと思っておりますので、まさに県独自のものとして、他の税ではカバーできないようなところ、それでいながらも県が進めていかなければいけない部分については、県独自のものでやっていきたいというようなところを今回色濃く出させていただいているので、そういう意味では、他の税との関係がまだ不明確なところがあるかもしれないけれども、そういう意図で作っているということをまず了解してほしいということと、それから、観光だとか教育だとかという面につきましては、観光で進もうとしています。観光で一番有効な資源は、森林山岳地域なんですね、長野県の場合は。そうした時に、あそこの山の見栄えが悪いとか、大面積で皆伐をしてはげ山になっているとか、そういったことが結局観光誘致にマイナスになる可能性があつて、基本は森林整備をきちんとすることがその呼び水となって観光に影響してくるだろうという考え方なんですね。ですから、なんでもかんでも広げることではなくて、森林保全を通じた観光への貢献ということを考えているところでございます。

＜麻生 委員＞

まさにその通りで、健全に整備というか、管理がされた森林はそれそのまま美しいということですから、それは大いにそうあるべきだと思います。ただ、歯止めというか、一応の枠組みというのはどこかに明示されるといいかなと思います。

<植木 座長>

ここで十分には書き切れなかったんですが、そういうことをここに意図しながら、具体案として、もしこれが継続という判断を知事がされれば、明確な線引きをしていきたいと。その時には、県民の皆様にご意見をお伺いしたいと思います。

(休憩)

<植木 座長>

それでは、時間になりましたので再開したいと思います。

引き続き、皆様から御意見、御質問等を承りたいと思います。どんなことでも結構です。発言いただきたいと思います。はい、竹内委員。

<竹内 委員>

2点ほどありまして、意見としても提出してありますが、まずは、住民等による利活用のための里山整備。ここがこれから大変重要なポイントになってくると思いますので、これをどうやって利用地域を拡大していくかというところに大きなポイントがあると思います。

その意味で、何らかの支援策を講じていかななくてはいけないということで、ここに書かれてはいるのですが、その場合、歩道整備や資機材を導入の立ち上げに限りと書いてあるのは、限ってもよいのですが、これからどうやってスムーズに立ち上げていくかという時には、いろいろな検討が必要になってくると思います。それを促すためには、あまり限定しないで、これからも検討を要するというで記載したほうが、私は運用しやすいのではないかと考えていますがいかがでしょうか。

<植木 座長>

なるほど、この意図は、例えば初期投入をしてこれで一つの整備ができるという段になっても、継続的に同じような機器を買うとかいうことを行われてしまうと税がとてももたないわけですね。

ここでは初期投資とその後の多様な里山の利活用には、多様な支援をしていくという二つ目、その下の記載がランニングコストについてはどんどん支援するけれども初期投資については基本的には制限を持たせたいと、そうしなければ税の支出が膨大になりそうだという判断もありまして、このように記載させていただきました。

<竹内 委員>

初期の立ち上げの時だけという意味ということですね。

<植木 座長>

そうですね。

<竹内 委員>

資機材導入等を立上げに限りとしたらいかがですか。いろいろな立上げがありますので。

<植木 座長>

なるほど、そういう表現にすると。なるほど、なるほど。

<竹内 委員>

そうすると幅が広がると思います。

<植木 座長>

そういうふうに記載したほうがわかりやすいかもしれませんね。

<竹内 委員>

それとですね、支援金ですが、今回、松くい虫、緩衝帯の整備が多く、の比重を占めているわけですが、これはそれだけ県民の関心が高くて要望も多いですね。

議会でも農政林務委員会に私は所属していますけれども、いろいろな市町村から要望を受けるのは、とにかく、松くい虫、鳥獣被害が多いということで、喫緊を要する課題であると同時に大変大きな本県の課題でもあるという意味でいくと、松くい虫というのは全県に広がっているわけではなくて、特定のところですよね。支援金で松くい虫対策を行っているところは、松くい虫対策を行わなければならないということで、例えば、極端な話ですが、ベンチを整備するのは諦めるというような仕組みになっているかと思います。

逆に言うと重点的課題があるゆえに、別項目で支援金から取り出して、ずっとではなく、重点的にこの2年間はやりましょうというような仕組みがあったほうがわかりやすいし、公平さが資せるのではないかと思います。だから、繰越金が残っているかという意味ではないですけど、結果として、それはそうなるかもしれないけれど、そこのところに一般財源も2億何千万に減ってきてしまっているし、国庫補助も厳しい状況ということになれば、どこかで手を打たなければならないという、そういう仕組みが必要かと思っております、そのようなことも検討したらどうかと思います。

<植木 座長>

ありがとうございます。確かに緊急で大変重要な課題について、また、県民の要望の高いものについては、別立てで進めていったほうが、なぜ、公平かといったらほかの部分にも食い込むからですね、このお金が。

ですから、できるだけ広くこういったニーズに応えるということになれば、かなりお金を投資する松くい虫等は別立てにして、それはそれで集中的に行ってもらおうという手はあるのかなと。

<竹内 委員>

13ページの7行目に目的を明確とした補助事業も一つの方策であるというところに含まれているということであれば、それはそれでよいのですが、そういう意味でいけば、もう少し、そういうことができるような報告書になっていけばありがたいなと思います。

<植木 座長>

はい、13ページにおいては、推進支援金の中で特にこの辺は、松くい虫の地域性があるわけですから、うちはぜひ、松くい虫に使いたいと手を挙げれば、そこのところには支援しましょうという話ですね。

そういう意図はあるわけですが、竹内委員から大変重要なものであるから、別枠で確保するというのも一つの手かもしれませんね、それはあるかもしれませんね。

<竹内 委員>

ずーっと行っていくというわけではなくて、緊急を要する場合ですね。

<植木 座長>

期限を区切ってということですね。わかりました。少し考えさせてください。

<貴舟 委員>

関連でよろしいでしょうか。大変大事な話だと思います。

実は私も、長野に来る前に明科の辺りは、松くい虫被害がひどくなっていますが、伐採をしている地区もあるのですが、まだ、残っている。残っているのは予算がないのでできないのか、あるいは、人材がないのでできないのか。県としてどのように把握をされておられるのかと、もし、財源がないということでしたら、特別枠を設けて早く処理しないといけないということですが、どのような状況になっているのか教えていただきたいと思います。

<植木 座長>

事務局からお願いします。

<長谷川 健一 森林づくり推進課長>

はい、担当しております森林づくり推進課長の長谷川です。

要因はいくつかあると思っております。一つはある程度財源が限られている中で、重点的に守らなければいけない場所というのがありまして、そこの処理を優先しているということでもあります。現実問題、全ての枯れた松を処理していくとなるとかなり莫大な財源が必要になる、もしかしたら、この森林税、今、6億いただいておりますけれど、これをすべて導入しても処理できるかどうかわからないというような規模のお金が必要なるというようなこともあります。そういうことで、どうしても絞り込まざるを得ないということが一点ございます。

もう一点としては、枯れ木を、松くい虫の被害を蔓延させないために枯れそうな木、感

染した木を処理するという事は国も県も支援をしておりますが、枯れ木自体、白骨化してしまった木は虫が出ていってしまっていますので、それ以上は感染させることはないということがありますので、枯れた木が多少危ないとか見た目が良くないというような観点で処理をするためのお金というのが、国からは手当てがありませんで、今は支援金ですとか、そういった中で行っているということ。それから、今年からは、松くい虫の予算、この税の中で枯れ木を利用していく、特に燃料としては有望なところがありますので、そういう利用をさせていただく事業というものも、非常に試験的な段階ではありますが、実施させていただいているという状況で、もう一回、お答えを繰り返させていただきますが、優先的に行っている部分があるので処理ができないところがあるということと、枯れきってしまったものについては、処理する大きな予算はないので、今は支援金とかで実施できる範囲で実施させていただいている状況なので、手が回りきっていないというところはあります。

<貴舟 委員>

はい、ありがとうございました。

やはり、財源的な制約があるということと枯損木は慌てなくてよいという思いがあるのか、しかし、実態としては景観上もきれいではないと。そういう意味では竹内委員がおっしゃられたように別枠で自治体には支援しても良いのかなと思いをいたしました。

ありがとうございました。

<植木 座長>

はい、御意見ありがとうございます。今、お二人からそういった御意見がでましたので、少し考えてみたいと思います。

<植木 座長>

岩崎委員、どうぞ。

<岩崎 委員>

私自身、7月から委員に加わり、それまでは、遠い存在であった森林税について、このような使われ方をしているのか、ここにはこういう課題が残っているとういことが、わかってきました。この県民会議とすると、森林税は、特に県民の皆さんからいただいている税金が、県民のためにどのようなメリットや効果があるのか、長野県で暮らしているからこそ徴収される森林税が、長野県で暮らしていて、自分たちの生活や今後の将来のために、このように役に立っているという目線があると、継続となり来年も徴収される時に、自分たちの暮らしにつながっていることが具体的にわかりやすいと思ったところです。

7 ページ目に提言という形で考えを示していただいているところで、今後、長野県らしい森林づくりの転換を期待するという、この、長野県らしい森林づくりの転換という部分に盛り込んでいただいているのはあるのですが、例えば、防災・減災のためという部分も、その地域で暮らしている方だけの問題ではなく、お隣やそのお隣に遊びに行ったときに、もしか

したら豪雨災害に遭ってしまうことも考えられます。その地域に住んでいるわけではないけれども、将来的に降りかかってくる問題なので、見過ごせない・将来の自分たちの安全にもつながるといようなフレーズを盛り込んでいただくと良いのではないかと思います。もう一点、関連してですが。やはり、継続ということになると、関心を高めることや若い人にもっと知ってもらうことが課題となります。記載にはありますが、関心を高めることや情報発信の一つの方法として、直接県民の皆さんが触れられるような機会があると良いと思います。

PRもそうですが、例えば、それぞれの地域の町内会での催し物を行うときには、必ず、森林税の仕組みや使われ方を展示するなど、自分たちの生活の身近なところに森林税があるのだということを常に感じられるような仕組みが、市町村の皆さんが様々行っていただくようになるとは思います。森林税の理解につながるように、一過性の取り組みとするのではなく、常に身近に感じ、触れられるような機会をつくる取り組みなどがあれば良いと感じました。

<植木 座長>

ありがとうございます。思いは伝わりましたので、表現を変えられるならば変えてみたいと思いますが、今、言われたことは踏み込んでいる気がするのですが、それが伝わっていないということは書き方がいまいちということなので、検討させてください。また、一過性のものでなくて継続的なPRを行わなければならないと感じておりました、この中でもどうやってうまく県民の方に森林税の内容も含めて理解いただくかということのを少し考えたいと思います。

これは、なかなか難しく、1期の時からの課題で、ずっと課題でどうやったら県民の方に理解していただけるかと、こうやって自分が接するとわかるのですが、全然、普段は関心がそこには及ばないので、これは難しいです。コンビニにおくなど、いろいろことを行って、それでも結構知れ渡っているとは思いますが、他県に比べればずっと知れ渡っているとは思いますが、アンケート調査を見ても、それなりには成功しているとは思いますが、まだまだだという御意見ですから、その辺も力を入れたいと思います。ありがとうございます。

貴舟委員、いかがですか。

<貴舟 委員>

座長には丁寧にまとめていただいたという思いはございます。

その中で、以前、一つ1回事業を導入した時に同じ箇所での5年以内にはその事業は使えないとお聞きしたのですが、やはり、見える化ということになると1回、1年目で整備しても2年目には成長します。ですから、予算は半額や3分の1になっても良いのですが、やはり、3年間位はその地域を整備するということになれば、県民の皆さんの見える化に繋がっていくのではないかと、1回行ったからということになると1年で元に戻ってしまうというような箇所もありますので、やはり、見える化ということならば、3年間位は事業を継続してできるようにしていただくと理解をしていただける一つの方法ではないか

と思います。

もう1点よろしいですか、整備については林齢、国の方で60年以上の林齢は対象外だというようなことがあるのですかというような質問をさせていただきました。国の嵩上げとなるとこの森林税は使えないものですから、もしも、国の方でそのような制度があれば、使えるのか使えないのか、その点もここでお分かりになればということで、座長には3年位は県民の皆さんが理解できるような見える化の方法も検討いただければお願いしたいです。

<植木 座長>

確かに単発で行って、それで効果が上がるものと上がらないものがあります。特に緩衝帯の整備は獣害からの危険を間逃れようということで、バッファゾーン等を作った場合には1年でまた真っ暗になってしまって、そこにどういふ獣が潜んでいるかわからない、そういう場合には継続して行わないと、ということは確かにあると思います。

ですから、事業の内容によって単発でよいものと継続していくというものはある程度、そこまで細かく行ったほうが良いかもしれませんね。

それから、もう一つ林齢による補助対象の問題ですけれども、基本的には国の事業を活用する場合、県民税を上乗せするのであれば、そのようになるかと思いますが、県民税単独の事業であれば、別にその辺の制限は加える必要はないかと思います。我々がこう思うならば、例えば、高齢級であっても必要と思えば、我々の責任で行えばよいと思います。

事務局どうですか。私が誤解していたら申し訳ないので説明いただければと思います。

<長谷川 森林づくり推進課長>

はい、基本的にはおっしゃるとおりです。

国の場合ですと、いろいろ条件が変わりますが、10 齢級で50年生、12 齢級で60年生というところで条件が決まっていたりします。それは、国で定めている要件ですので、国費を使う以上は従わなければならないということになります。

県単独事業ということであれば、もちろん、いろいろな考慮をする必要はあると思いますが、必要だということであれば、少し幅を広げるということもあるかと思います。

特に、今回、私どもとしても税の問題は別として、里山のところについてはいろいろな整備をしていかないと進まないというのは、この会議の中でも御説明させていただいたとおりですので、最終的に制度設計をしていく中では、そういう林齢の要件みたいなものを設定するほうが良いのか、むしろ、縛らないほうが良いのかということについては、しっかり考えなくてはいけないと思っております。

<植木 座長>

はい、ありがとうございました。貴舟委員、よろしいですか。他にないかございますか。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

<貴舟 委員>

すみません。9ページの防災・減災の里山整備の中の制度設計・改善にあたるところで、整備箇所を特定しということは、これは県が特定するということですよ。これで、後の文章で支援する必要があるということで、まだここに曖昧なところがあるのかなという思いがするのですが、これは、整備箇所を特定したら必ず実施すると解釈してよろしいでしょうか。

<植木 座長>

基本的には、最新のレーザー測量等を使いながら、あるいは、高度なものを使用することで地形等がかなりわかりますので、それが特定できたならば、できるだけ実施していきたいということですが、ただし、予算にも限りがあるので、多分、優先順位は出てくるでしょうねということになると思います。

ですから、ここで計画の作成を支援する必要があるという、やや曖昧な書き方をしたのは、優先順位ができてきた場合に全てができるとは限らないということもあつたりします。ただし、整備箇所が特定できた場合には、長期的に実施していくということになると思いますけれど、そういう意味では断定してもよいのかもしれませんが、まだ、不確定要素もありますので、とりあえず、優先的に行っていくところから進めていきますということで、こういう表現にさせていただきました。変ですか。

<貴舟 委員>

ありがとうございます。やはり、私どもとしては、こういう危険箇所というものは、だいたい、昔からの歴史で分かるのですが、こうして、レーザー測量していただいて、ここが危険だという情報をいただければ自治体としても、あるいは、治山治水、砂防、建設事務所とも連携をしながら事業を進めることができるものですから、そういった情報はいただければと。ここで事業費を全部ということではございません。

そういう意味では、情報をいただければ、また、建設事務所等とも連携をさせていただきたいということでもあります。

<植木 座長>

はい、麻生委員。

<麻生 委員>

今の防災・減災に関わってくるのですが、この文書の中でGIS等を使って、当該箇所を確定して、間伐を進めていくことが必要であるということについて、すでにおおよその面積等は今までも示されてきているのですが、これがこれからの作業になると思います。今まで、なぜできなかったかという部分についてもいくつも理由は議論されてきましたけれど、それを打開するために具体的にこれから間伐事業を推し進めていくためには何が必要かということについては、まだ、はっきり示されていないので、具体的な方策というか、必ず実行するための施策について具体的なものを提示していくというのが、これから県民

に示さなければならないものとして非常に大きいと思います。その辺を少し文章の中でもう一つ強くして、どう具体的にこれを示していくことができるかが大きな課題であるみたいなものを盛り込んでいただけると良いと思います。

<植木 座長>

はい、わかりました。盛り込みます。それは大事なことですので、はい、ありがとうございます。他にどうでしょうか。

大分、見も出たかなと思っております。ないようでしたら、とりあえず、ここで議論は終わりにさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

堀越委員、どうぞ。

<堀越 委員>

内容的なことではないのですが、この9ページの構造といいますか、少しわかりづらくて、先程、座長から御説明いただいて、こういう構造になっているということがわかったもので、その辺を検討していただいたほうが、県民がこれを見た時にわかりづらいかなど思いました。というのは、最初に制度設計に当たり改善すべき事項がありますよね、これが全体のことですという説明で、その次に防災・減災、住民等による利活用とでてきてしまっているので、少し上との関係がわかりづらかったもので、お願いします。

<植木 座長>

わかりました。確かにここはわかりにくいです。補足的に説明してわかってもらえたかと思っておりますので、そのように書き換えます。はい、ありがとうございます。

それでは、ただ今、たくさんの貴重な御意見をいただきました。もう一度、持ち帰って可能な限りこの中に埋め込めればと、ただし、その辺はいろいろな制度の問題ですとか、あるいは、他との重複の問題等々考えればよいのかどうか、また、税の使い方によってはそこまで踏み込むべきかどうかということ、もう一度考えさせていただいて作り上げたいと思います。

その際には、もし御了解をいただけるならば、私の方で最終のまとめは作らせていただきたいと思っておりますが、そういうことでよろしいですか。

はい、ありがとうございます。

それでは、ただ今、出ましたたくさんの意見をもう一度精査しながら、この文章の中に盛り込むべきか、そうではないのか、あるいは、具体的なことは将来に渡って検討しなければいけないのですが、どこまで具体的な話として入れ込むかということも検討したいと思います。ただし、時間があまりないので、もしかしたら、皆様の御要望にどこまで応えられるかわかりません。ただ、その辺も含めて、どうか御一任いただければと思います。

この提言書を早急に仕上げ、知事に提言書としてお渡しすることとなっております。それが、9月4日の月曜日の16時にお渡しします。

ですから、土・日はございません。土・日もなく、タイミング的にこれがギリギリで、提言書ができた後、各方面へ説明に上がらなくてはならないということもありまして、こ

こで、知事にお渡しして、さらに皆様にも御理解を得るということになるならば、これがもうギリギリということでございます。

そういうことで、私は言いつ放しですけど、事務局は大変かと思いますが、どうか今日の御意見をまとめのところで整理して、また、一緒に作っていきたいと思います。

それでは、予定は4時30分でしたが、今日の議題としての目標は達成できました。皆様から多くの意見をいただいたということで、時間は早いのですが、この辺で終了したいと思います。

どうも、ありがとうございました。事務局から何かございますか。

<小林 健吾 森林政策課課長補佐>

はい、次回の日程についてです。短い期間で今回提言書ということでおまとめいただいたところですが、これ以外にも県民会議の皆様には29年度の執行状況ですとか、いろいろ御相談したいこともございますので、時期未定ですが、相談させていただきたいと思っております。

また、電話、メール等で御連絡しますので、よろしく願いいたします。

<植木 座長>

日程調整、また、御協力よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして、第5回みんなで支える森林づくり県民会議を終了といたします。

どうも、御協力ありがとうございました。

<秋和 政一 森林政策課企画幹兼課長補佐>

ありがとうございました。それでは、山崎部長より御礼の御挨拶をお願いします。

<山崎 明 部長>

大変集中的に今年度に入って5回に渡って、議論を重ねていただきまして、大変、ありがとうございました。本日、提言書(案)という形で最終的な御議論をいただいたものは、座長のお話にあったように月曜日の4時に知事に手交される予定でございますので、しっかり、真摯に受け止めた対応に繋げてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、大変、ありがとうございました。

<秋和 森林政策課企画幹兼課長補佐>

本日、御議論いただいた内容につきましては、後日、皆様にお送りして、御確認いただいた後に長野県の公式ホームページに掲載させていただきたいと思っております。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

どうも、ありがとうございました。